

②福祉避難所への訓練

事前に作成している個別避難計画に定めた福祉避難所（ふれあい館）へ避難該当者を社会福祉協議会の専門職員が車椅子対応車両で迎えにうかがい、危険箇所を回避した安全なルートで避難。



「避難行動要支援者」宅へお迎え



福祉避難所（ふれあい館）受付

内閣府 「防災対策制度」災害対策基本法

【避難行動要支援者名簿の作成の義務化（平成25年）】

平成25年の災害対策基本法改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

【個別避難計画の努力義務（令和3年）】

近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

③避難訓練振り返り意見交換



今回の避難訓練の振り返りを社協職員が「災害時の避難について」のチェックシートを活用し、日頃の家庭での備えや避難する時に必要なこと、注意すべきところなど項目ごとに説明を行いながら、参加者の方に当てはまる項目にチェックを入れていただきました。

参加者からは「とても意義のある経験をさせていただき、老老介護のため一人では避難できない。実際に福祉避難所まで専門職員の方と避難し、少し不安が解消された」「榛東村には災害がなくて良いと思うけど、最近は災害が多いから普段から気をつけたい」「災害があるかもしれないと常に意識することが大切だと改めて感じました」など感想をいただきました。